

氏名(本籍)	楊 凱 榮 (中国)
学位の種類	文学博士
学位記番号	博甲第501号
学位授与年月日	昭和63年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
審査研究科	文芸・言語研究科
学位論文題目	日本語と中国語の使役表現に関する対照研究
主査	筑波大学教授 Ph.D. 草 薙 裕
副査	筑波大学教授 文学博士 上 野 恵 司
副査	筑波大学教授 文学博士 北 原 保 雄
副査	筑波大学教授 文学博士 小 松 英 雄

論 文 の 要 旨

本論文は日本語と中国語の使役表現を対照し、考察することを目的にしているが、使役者が被使役者に働きかけ、ある動作や作用をさせたり、状態変化を起こさせたりするという機能に注目し、その働きかけと動作、作用、状態変化という二つの面を徹底的に分析しながら、日本語の「せる、させる」および中国語の「叫、讓、使」という従来、使役とされてきた表現のみならず、他動詞文、「～してもらう」、「～ようにいう」の日本語表現、中国語の使役兼語式構文なども分析の対象とし、これらの表現の間の関係を考察し、これらの表現を連続的な線上にとらえることで、日中語の表現を対照させている。

序章では、日本語と中国語の使役表現を対照するにあたっての問題点を指摘する。まず、日本語の使役は、形態的特徴として助動詞「せる、させる」（以下「させる」とする）がつき、使役者が助詞「が」を取り、非使役者が「に」、「を」で表される。中国語では「叫、讓、使」を用い、使役者が主語に、非使役者が使役表現の目的語になると同時に、後の動詞の主語になる。意味的特徴として、使役者が非使役者に、ある動作、作用をするようにしむけることであるとされていることを指摘した上で、日本語でこの範囲に入る、

太郎が花子の悪口をいって彼女を泣かせてしまった。

太郎が顔をこわばらせて、こう言った。

などの文が中国語の使役文にならないこと、また、中国語の使役文の中には、そのまま日本語にすると、

昨日太郎が花子に来るように言ったが、花子は来なかった。

というように、日本語の使役に対応しないものがあることを示した後、「させる」と「叫、讓、使」という形式は、使役という観点では狭すぎ、もっと広い範囲の形式の考察が必要であることを指摘している。

第1章の「先行研究と本研究の位置づけ」では、まず、日本語の使役について、山田孝雄、松下大三郎、時枝誠記、阪田雪子、John McCawley、柴谷方良、寺村秀夫などの研究を考察し、使役文の意味の分類、助詞「に」、「と」の使用の異同、使役文と他動詞文との構文的、意味的相違が問題であることを指摘、次に、中国語の使役について、高名凱、丁声樹、呂叔湘、王力、更厚生、李臨定、胡附・文鍊などの先行研究を考察し、使役と使役兼語式の構文、意味の違いの考察が必要だとしている。さらに、本研究の枠組みとして、使役の機能を働きかけと、動作、作用、状態変化とに分け、働きかけの強さ、非使役者の主体性の強さなどの重要性を明確にしている。

第2章『『させる』と『叫、讓、使』の違いについて』では、日中語の、いわゆる使役の相違について考察している。まず、2. 1で日本語の使役について、「に」および「を」がつくものについて、被使役者の意志の尊重、無視という従来の分析に例文で反論し、文脈による区別があることを指摘している。2. 2で機能がほとんど同じであるとされてきた、「叫、讓、使」について、「讓」と「使」の間では、前者が、使役者の働きかけが意図的であるのに対し、後者が、使役者の行為が被使役者の状態変化を引き起こすときに用いられること、「叫」と「讓」は、前者が使役者の働きかけが、後者は許可のニュアンスが強いことを指摘している。2. 3では、働きかけと、動作や作用を起こさせるという観点から「させる」が「叫、讓」に対応するとし、再帰代名詞や状態、回数副詞の用法から、ともに、補文構造になっていることを明らかにしている。2. 4では、逆に「させる」と「讓、叫」の相違について、後者が使役者の働きかけの結果、動作や状態変化が実現したかどうかは問題ではないのに対し、前者は、それが必ず実現した場合のみ用いられることを、例文の分析で明確にしている。2. 5では誘発使役について、この種の使役が言葉による働きかけと、そうでないものがあることに言及し、後者のうち自他動の対応がないものは、使役が、言葉でなく、使役者が直接、手を下したような、他動詞の意味を持つことを指摘し、中国語では、言葉によるものに「讓」で、他動的なものに「給」を使うことを明らかにしている。さらに、心理的状态変化の動詞の使役は「に」がつかず、「を」であること、また、誘発の仕方が言葉ではなく原因になっていることを明らかにするとともに、この種の中国語の使役は「讓」のみならず「使」も使うことを指摘する。2. 6では許容使役を扱い、これは文脈に依存することが多いと述べ、許可の意味では「～てやる」に、放任の意味では「～しておく」につきやすいことを明らかにしている。2. 7では被使役者が非情物の場合を取り上げ、使役者の働きかけが言葉ではないこと、「を」が用いられること、また自動詞に対応する他動詞がなく、被使役体が使役者の所有物の場合は、対応する使役が中国語にないこと、自他ともに存在する動詞の他動と、自動に使役がついた形は、後者が状態変化の実現が目的である場合のみ可能であることをつきとめている。2. 8では「使役者」が非情物の場合を取り上げ、その非情物が原因格であることを示し、それを使った文が日本語的で

ない反面、中国語では「使」を使うことを示している。

第3章「他動詞文の使役性」では第2章で扱った「させる」, 「叫, 讓, 使」以外の使役表現を扱う。3. 1で動詞に「使役者」の働きかけだけが示すものの他に, 働きかけと同時に, 「被使役者」の状態変化あるいは移動も含められた他動詞があることを示した後, 3. 2と3. 3で後者を分析し, 日本語では完了形を使い, それに対応する自動詞で否定すると,

* 「ゼリーを固めたが, 固まらなかった」

というように特殊な文脈以外, 許容度が低いことを示し, 働きかけと状態変化が一体であることを主張する。一方, 中国語では, 働きかけを表す動詞と状態変化を表す動詞が分離しているので, 上のような表現が可能であることを指摘している。3. 4では「～が～を～にする」という構文を取り上げ, 中国語では, 使役, 他動詞のいずれでも可能だが, 日本語では「ならせる」という使役はあまり使わないという違いがあることを指摘している。3. 5では, 対応する他動詞のない自動詞について, 日本語では「させる」をつけることで他動詞の表す意味を担うのに対し, 中国語では使役表現を用いない用法があることを究明している。

第4章の「使役兼語式とそれに対応する日本語の表現」では中国語の「名詞－動詞－名詞－動詞」という形を持つ, いわゆる兼語式を概観した上, 使役の意味を持つものと, その意味に対応する日本語の表現を対照させる。4. 1で兼語式の諸説を検討した上, 4. 2と4. 3で使役的に用いられる兼語式の動詞の意味的および構文的特徴を究明し分類している。4. 4と4. 5では, 中国語の兼語式に対応する日本語の表現, 「～してもらう」, 「～ようにいう」をあるものが他のものに対し, 動作をしたり作用が起こったりするようにしむける, という観点から検討する。

第5章の「結び」では, まとめとして, (1) 働きかけと動作, 作用, 状態変化をするという事象を表す点で, 使役表現は, 連続しており, 働きかけおよび被使役者の主体性の強弱によりとらえることができる。「させる」は被使役者の動作などを必ず含意する点で, 「叫, 讓」と異なる。(2) 「させる」は動詞との結合度が, 中国語の表現より強く, 動詞との接続に制約が強い。(3) 働きかけと状態変化を表す他動詞は, 中国語では, それぞれ別の形態素により表されるが, 日本語では, その両方が一つの動詞に融合され, それを分けるには「～ようとする」などを付加しなければならない, と述べている。

審 査 の 要 旨

日本語を中国語のように, 構造が非常に異なる二つの言語の間で, ある文法現象を対照する際, 各言語における, 問題にする文法範疇だけで対照させるのは十分でない。一つの言語でその文法範疇に入るものが, 他の言語では別の文法範疇で表されることがあるからである。本論文では, 使役という文法範疇にとらわれることなく, その機能を分析, 定義し, その使役という機能を軸に, その機能を持つ表現を日本語および中国語にわたって, 45におよぶ出典から, 数多くの例文を集め,

それを論証に用いることで、徹底的に分析し、対照させている。したがって、使役の機能を持つ、他動詞や兼語式の構文（中国語）、さらに、「～てもらう」や「～ようにいう」といった表現も取り込み、使役表現を大きな視野でとらえたことは十分評価に値する。

しかも、それらの表現といわゆる使役形との関連を、使役者の働きかけの強弱と被使役者の主体性の強弱、さらに被使役者の状態変化、動作、作用、使役者の利益という観点から、それぞれの異同を記述したことで、使役という機能を解明したと言える。

ただ、使役に留まるところなく、受身や受身使役形、さらにはモダリティなどの関連分野に発展させれば、動詞表現における使役の位置が鮮明になったであろうと惜しまれる。

しかし、本研究は、使役表現に関して、理論的枠組みがしっかりしていることにより、日本語と中国語の相違も、はっきり記述できており、水準以上の対照研究となっている。

さらに、二言語間の対照研究を行ったことで、一言語内での分析では、あまり指摘されなかった使役の機能の一部が明らかになったという副産物も生み出している。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。